

令和8年度世田谷区 エコ住宅補助金 の手引き



令和8年4月13日発行 Ver.1.0

最新情報は、特設サイトをご覧ください。

◆[令和8年度世田谷区エコ住宅補助金特設サイト](https://www.city.setagaya.lg.jp/02240/31250.html)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02240/31250.html>



【特設サイト】

申請方法

令和8年度より「電子申請」に移行します。
・スマートフォン及びPC共に利用可能

◆[電子申請サイト（準備中）](#)

事前登録

申請には「事前登録」が必要です。
・事前登録と同時に予算が確保されます。
・契約情報の入力が必要です。

申請時期

申請時期は、工事完了日に応じて「前期」と「後期」に分かれます。

	事前登録受付期間	交付申請受付期間	対象となる工事完了日
前期 (予定)	令和8年4月15日 ～令和8年8月31日 (又は予算上限に達するまで)	令和8年4月15日 ～令和8年8月31日	令和8年4月1日 ～令和8年8月31日
後期 (予定)	令和8年10月1日 ～令和9年1月31日 (又は予算上限に達するまで)	令和8年10月1日 ～令和9年1月31日	令和8年9月1日 ～令和9年1月31日

【問い合わせ先】

お問い合わせは下記の間合せフォームか電話窓口にお願いします。
※窓口での申請の受付、お問い合わせの対応は行っておりません。
また、よくある質問を特設サイト内にFAQとしてまとめてあります。
そちらもご覧ください。

◆[間合せフォーム](https://a80cc1b8.form.kintoneapp.com/public/eco-inquiry)

<https://a80cc1b8.form.kintoneapp.com/public/eco-inquiry>



【間合せフォーム】

○電話窓口：世田谷区 気候危機対策課内 エコ住宅補助金電話窓口

TEL：03-5539-3242

月～金曜 午前8時30分～午後5時（祝・休日、年末年始除く）

<目次>

1. 補助金を申請できる方	P.2
2. 補助対象メニュー、上限金額、対象住宅、施工事業者	P.2
3. 申請受付期間	P.2
4. 申請から交付までの流れ	P.3
5. 事前登録及び交付申請のタイミング	P.4
6. 事前登録制度のご案内	P.4
7. 事前登録はこちらから	P.4
8. 補助メニューごとの条件及び必要書類チェックリスト	P.5～8
9. その他 注意点	P.9
10. 増築・改築・修繕の工事等に関する相談先	P.9
11. 国と都の補助金	P.9

<令和8年度の主な改定内容>

主な変更点（1）手続きの電子申請化

利便性向上と迅速な申請処理のため、手続きをオンラインとし、スマートフォンやPCから申請可能とします。

主な変更点（2）補助対象工事の「重点化」と単価の一部見直し

需要の多いメニューに絞り込み、補助単価の一部見直しを行いました。太陽光発電パネル等は廃止しました。

主な変更点（3）事前登録制の導入

工事契約後に行う事前登録の届出により、一定期間、交付申請前に補助金予算枠が確保され、安心して工事を進めることが可能となります。

主な変更点（4）「2期制」による受付期間の拡大

限られた財源の中でニーズに応じていくため、受付期間を前期と後期の2期に分けて実施します。

1 補助金を申請できる方（次の①～⑩の共通条件を満たす必要があります。）

- 共通条件
- ①世田谷区に住民登録がある個人であること。（法人は対象外です。）
 - ②補助対象工事費用の支払者であること。
 - ③世田谷区内に店舗、営業所などを置く施工業者（個人事業者を含む）と契約し、施工すること。
 - ④申請する建物が区内に存する住宅であること。
 - ⑤申請する建物が建築基準法令に適合していること。
 - ⑥補助対象メニューのうち、いずれかの工事を実施し、機器の種類、評価基準などを満たすこと。
 - ⑦申請する工事と同一の工事について区の他の補助金を受けていない（又受けようとしていない）こと。
 - ⑧令和8年度エコ住宅補助金の助成を受けていないこと。
※助成の回数は、同一年度内において申請者1人につき1回のみとなります。
※複数のメニューの申請をご希望の場合、全ての書類を揃えたうえでご申請ください。
 - ⑨特別区民税・都民税の滞納がないこと。
 - ⑩申請する建物に他の者（申請者以外の者）が所有する部分がある場合、助成対象工事の実施および本申請を行うことについて、あらかじめ当該助成対象住宅に係る全ての所有者の承諾を得られていること。

2 補助対象メニュー、上限金額、対象住宅、施工事業者

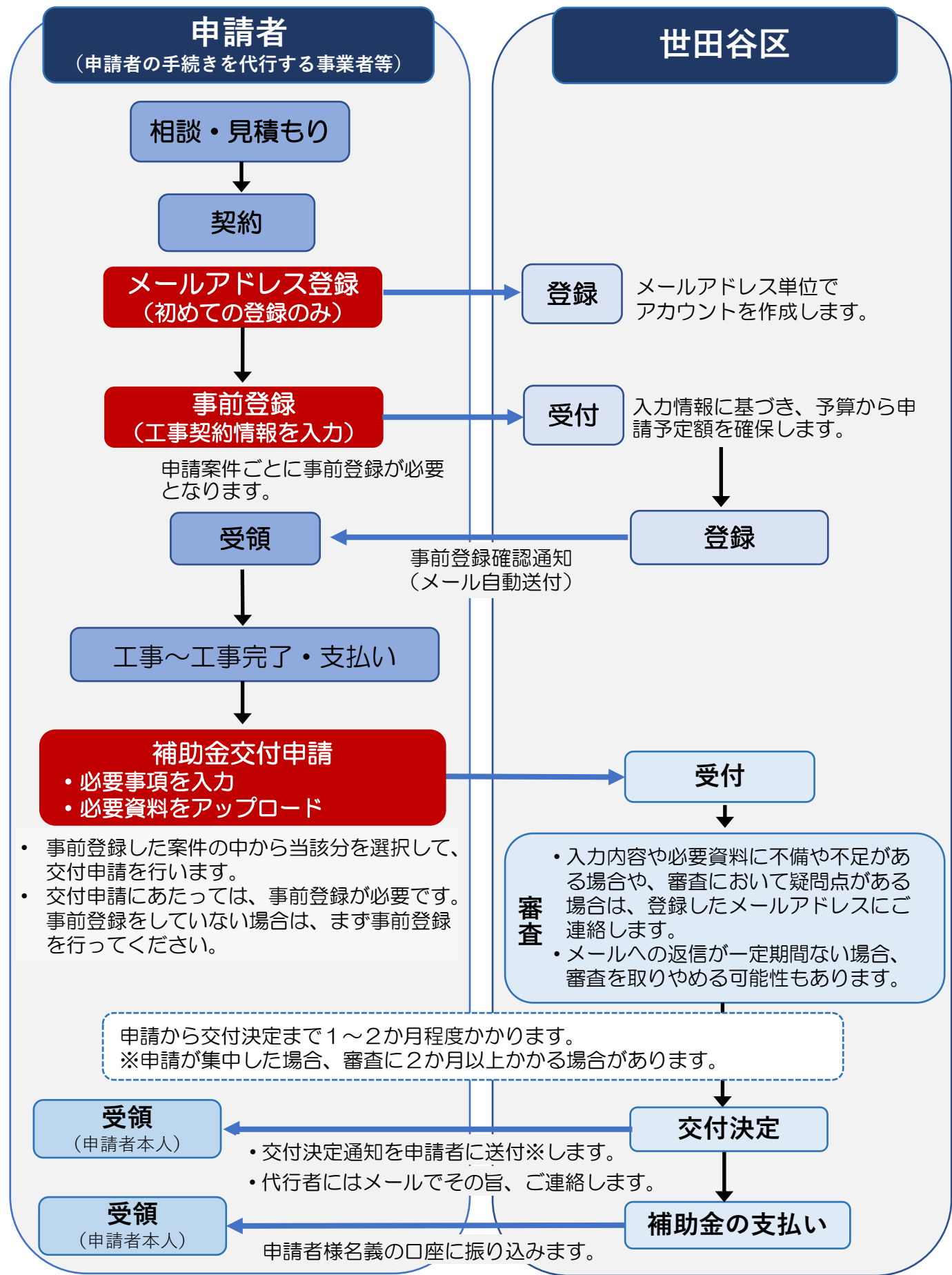
	メニュー	補助金額	上限金額	対象住宅	施工事業者
ア	窓の断熱改修	1万5千円/1窓(1連の窓)	合計 20万円	既存 住宅	区内事業者
イ	高断熱ドアの設置	1万5千円/1ドア			
ウ	高断熱浴槽	7万円/1台			
エ	屋根の高反射改修	7万円/1棟			

3 申請受付期間

	事前登録受付期間	交付申請受付期間	対象となる工事完了日
前期	令和8年4月15日 ～令和8年8月31日 (又は予算上限に達するまで)	令和8年4月15日 ～令和8年8月31日	令和8年4月1日 ～令和8年8月31日
後期 (予定)	令和8年10月1日 ～令和9年1月31日 (又は予算上限に達するまで)	令和8年10月1日 ～令和9年1月31日	令和8年9月1日 ～令和9年1月31日

※予算の執行状況によっては、申請受付期間の途中で受付を終了する場合があります。
※申請に必要な書類（P.5～8）を**全て**揃えた上で電子申請によりご申請ください。

4 申請から交付までの流れ ※電子申請となります。



※交付決定通知書の送付は、申請者からの申請の場合はメール。それ以外は郵送で行います。

5 事前登録及び交付申請のタイミング

①工事契約後：「事前登録」

工事契約後に「事前登録」をしてください。
この時点で補助金の予算枠が一時的に確保されます。

②工事完了後：「交付申請」

必要な資料を全て揃えて補助金の「交付申請」をしてください。

6 事前登録制度のご案内

令和8年度より、補助金の予算枠をあらかじめ確保できる「事前登録制」を新たに導入します。工事契約後に行う事前登録の届出により、予定している補助金の交付申請に対して、一定期間、予算の執行予定額が確保されます。これにより、安心して工事を進めることが可能となります。

事前登録に用意が必要な資料 ※事前登録時に提出する資料はありません。

※事前登録は必ず工事契約後に行ってください。

・お手元に、「契約内容や工事金額が確認できる工事請負契約書等」をご用意の上、登録してください。

※対象工事の契約書に記載された契約者は申請者と一致する必要があります。

事前登録のポイント

・登録内容に基づき、申請者または届出代行者が登録したメールアドレスに事前登録された旨の確認のメールを行います（交付決定ではありません）。

・登録後、入力した申請予定額の予算が確保されます。

・**事前登録及び予算確保の有効期間は前期・後期それぞれの申請受付期間終了日まで**です。それまでに交付申請がなければ、事前登録は削除され確保された予算は失効します。

・登録は交付額を確定するものではありません。交付申請時に、金額や助成要件の審査を行いますので、交付要件等をよくご確認のうえ、工事を進めてください。

7 事前登録はこちらから

○まずは以下のURLよりメールアドレス登録をお願いします。

エコ住宅補助金電子申請サイト：準備中

8 補助メニューごとの条件及び必要書類チェックリスト

ア 窓の断熱改修（二重窓、複層ガラス）

条件

【二重窓】 ①二重窓、二重サッシの取付けをいう。

【複層ガラス】 ①複層ガラスの取り付けをいう。

②一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）・北海道環境財団に登録されている複層ガラスであること。

必要書類チェックリスト

（注）提出書類は画像又はPDFデータとし、読み取りが可能な解像度のもthingとしてください。

1	【工事契約の事実が確認できるもの】 ・工事契約書	<input type="checkbox"/>
2	【支払いの事実がわかるもの】 ・領収書及び領収書内訳書の写し（参考様式1） ※写真登録時に記載の改修箇所番号と整合がとれるように助成対象経費に係る内訳を記載してください。 ※領収書内訳書は工事内容の詳細な金額を明記してください（工事一式等は不可）。 ※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。 ※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。	<input type="checkbox"/>
3	【工事完了日が確認できるもの】 ・工事完了報告書（参考様式2）	<input type="checkbox"/>
4	【施工の事実が確認できるもの】 ・高断熱窓の設置前と後の写真 ※領収書内訳書と整合がとれるように、改修箇所番号を記載してください。	<input type="checkbox"/>
5	【一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）・北海道環境財団に登録されていることが確認できるもの】 （複層ガラスの場合） ・一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）・北海道環境財団に登録されている複層ガラスであることがわかるものの写し、または該当サイトのスクリーンショット（当該製品部分を明示） ※申請フォームにある製品検索欄から選択できた製品の場合は提出不要となります。	<input type="checkbox"/>
6	【設置する高断熱窓のメーカー名、仕様が確認できるもの】 （二重窓・二重サッシの場合） ・メーカーのカタログやパンフレットなどで、製品及び仕様の記載があるもの	<input type="checkbox"/>
7	【製品や材を設置又は使用したことが確認できるもの】 ・メーカーによる性能証明書の写し（ご用意できない場合は区ホームページのFAQをご覧ください）	<input type="checkbox"/>
8	【申請建物の位置と所有者が確認できるもの】 下記のいずれか ・建物の登記事項証明書（発行日が申請前6か月以内のもの） ・交付申請兼実績報告を行う年度に発行された「固定資産税の納税通知書及び課税明細書、または証明書」 ・登記情報提供サービス（PDF）	<input type="checkbox"/>
9	【申請者の住所が確認できるもの】 下記のいずれか ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・住民票	<input type="checkbox"/>
10	【補助金の振込み口座番号等が確認できるもの】 ・補助金の振込口座の金融機関（コード）、支店名（コード）、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義人氏名が確認できるもの（通帳の振込口座情報記載頁の見開きのコピー、キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷など）	<input type="checkbox"/>
11	【その他】 ・審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。	<input type="checkbox"/>

8 補助メニューごとの条件及び必要書類チェックリスト

イ 高断熱ドアの設置

条件

- ①外気に接するドアについて、高断熱ドアを設置すること。
- ②熱貫流率が $2.3W/(m^2 \cdot K)$ 以下のドアであること。

必要書類チェックリスト

(注) 提出書類は画像又はPDFデータとし、読み取りが可能な解像度のものとしてください。

1	【工事契約の事実が確認できるもの】 ・工事契約書	<input type="checkbox"/>
2	【支払いの事実がわかるもの】 ・領収書及び領収書内訳書の写し（参考様式1） ※写真登録時に記載の改修箇所番号と整合がとれるように助成対象経費に係る内訳を記載してください。 ※領収書内訳書は工事内容の詳細な金額を明記してください（工事一式等は不可）。 ※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。 ※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。	<input type="checkbox"/>
3	【工事完了日が確認できるもの】 ・工事完了報告書（参考様式2）	<input type="checkbox"/>
4	【施工の事実が確認できるもの】 ・高断熱ドアの設置前と後の写真 ※領収書内訳書と整合がとれるように、改修箇所番号を記載してください。	<input type="checkbox"/>
5	【設置する高断熱ドアのメーカー名、仕様が確認できるもの】 ・熱貫流率が $2.3W/(m^2 \cdot K)$ 以下であることが明記されているメーカーのカタログやパンフレット	<input type="checkbox"/>
6	【製品や材を設置又は使用したことが確認できるもの】 ・メーカーによる性能証明書の写し（ご用意できない場合は区ホームページのFAQをご覧ください）	<input type="checkbox"/>
7	【申請建物の位置と所有者が確認できるもの】 下記のいずれか ・建物の登記事項証明書（発行日が申請前6か月以内のもの） ・交付申請兼実績報告を行う年度に発行された「固定資産税の納税通知書及び課税明細書、または証明書」 ・登記情報提供サービス（PDF）	<input type="checkbox"/>
8	【申請者の住所が確認できるもの】 下記のいずれか ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・住民票	<input type="checkbox"/>
9	【補助金の振込み口座番号等が確認できるもの】 ・補助金の振込口座の金融機関（コード）、支店名（コード）、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義人氏名が確認できるもの（通帳の振込口座情報記載頁の見開きのコピー、キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷など）	<input type="checkbox"/>
10	【その他】 ・審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。	<input type="checkbox"/>

8 補助メニューごとの条件及び必要書類チェックリスト

ウ 高断熱浴槽の設置

条件

- ①製品のカタログ等により「高断熱浴槽」であることが明記されているものであること。
- ②機器は、未使用のものを購入すること。

必要書類チェックリスト

(注) 提出書類は画像又はPDFデータとし、読み取りが可能な解像度のものとしてください。

1	【工事契約の事実が確認できるもの】 ・工事契約書	<input type="checkbox"/>
2	【支払いの事実がわかるもの】 ・領収書及び領収書内訳書の写し（参考様式1） ※高断熱浴槽の設置に係る費用、メーカー名、型番を記載してください。 ※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。 ※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。	<input type="checkbox"/>
3	【工事完了日が確認できるもの】 ・工事完了報告書（参考様式2）	<input type="checkbox"/>
4	【施工の事実が確認できるもの】 ・高断熱浴槽の設置前と後の写真 ※浴室全体の写真としてください。	<input type="checkbox"/>
5	【設置する高断熱浴槽のメーカー名、仕様等が確認できるもの】 ・プランニングシート又はメーカーのカタログ、パンフレット等 ※「高断熱浴槽」であることが明記されているものが必要です ※申請フォームにある製品検索欄から選択できた製品の場合は提出不要となります。	<input type="checkbox"/>
6	【製品や材を設置又は使用したことが確認できるもの】 ・メーカーによる性能証明書の写し（ご用意できない場合は区ホームページのFAQをご覧ください）	<input type="checkbox"/>
7	【申請建物の位置と所有者が確認できるもの】 下記のいずれか ・建物の登記事項証明書（発行日が申請前6か月以内のもの） ・交付申請兼実績報告を行う年度に発行された「固定資産税の納税通知書及び課税明細書、または証明書」 ・登記情報提供サービス（PDF）	<input type="checkbox"/>
8	【申請者の住所が確認できるもの】 下記のいずれか ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・住民票	<input type="checkbox"/>
9	【補助金の振込み口座番号等が確認できるもの】 ・補助金の振込口座の金融機関（コード）、支店名（コード）、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義人氏名が確認できるもの（通帳の振込口座情報記載頁の見開きのコピー、キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷など）	<input type="checkbox"/>
10	【その他】 ・審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。	<input type="checkbox"/>

8 補助メニューごとの条件及び必要書類チェックリスト

エ 屋根の高反射改修（屋根塗装、葺き替え、カバー工法）

メニュー
条件

【屋根の高反射改修】

- ①日射反射率（近赤外線）50パーセント以上を有する塗料を用いる塗装工事をいう。
※葺き替え、カバー工法については、日射反射率（近赤外線）50パーセント以上の屋根材を使用すること。
- ②屋根又は屋上の施工であり、太陽光発電システム、太陽熱ソーラーシステム及び太陽熱温水器の設置箇所を除く全面の施工であること。

必要書類チェックリスト

（注）提出書類は画像又はPDFデータとし、読み取りが可能な解像度のものとしてください。

1	【工事契約の事実が確認できるもの】 ・工事契約書	<input type="checkbox"/>
2	【支払いの事実がわかるもの】 ・領収書及び領収書内訳書の写し（参考様式1） ※改修工事に係る費用内訳金額を記載してください。（工事一式等は不可） ※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。 ※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。	<input type="checkbox"/>
3	【工事完了日が確認できるもの】 ・工事完了報告書（参考様式2）	<input type="checkbox"/>
4	【施工の事実が確認できるもの】 ・屋根の高反射改修の施工前と後の写真 ※屋根のできるだけ広範囲が写った写真をそれぞれ1枚以上ご提出ください。	<input type="checkbox"/>
5	【使用する塗料又は設置する屋根材のメーカー名及び仕様等が確認できるもの】 ・メーカーのカタログ、パンフレット等の写し ※使用する塗料又は屋根材が日射反射率（近赤外線）50%以上であることが確認できるようにしてください。 ※申請フォームにある製品検索欄から選択できた製品の場合は提出不要となります。	<input type="checkbox"/>
6	【要件に適合した塗料又は屋根材を使用したことが確認できるもの】 以下の2点をご用意ください（ご用意できない場合はご相談ください） ※施工完了証明書（参考様式3） ※使用した塗料のラベル（会社名、品名、色、ロットNo.）の文字がはっきりわかる缶（屋根塗装の場合）や屋根材に添付されている材料の仕様分かるラベル（屋根の葺き替え、カバー工法の場合）等の写真	<input type="checkbox"/>
7	【申請建物の位置と所有者が確認できるもの】 下記のいずれか ・建物の登記事項証明書（発行日が申請前6か月以内のもの） ・交付申請兼実績報告を行う年度に発行された「固定資産税の納税通知書及び課税明細書、または証明書」 ・登記情報提供サービス（PDF）	<input type="checkbox"/>
8	【申請者の住所が確認できるもの】 下記のいずれか ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・住民票	<input type="checkbox"/>
9	【補助金の振込み口座番号等が確認できるもの】 ・補助金の振込口座の金融機関（コード）、支店名（コード）、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義人氏名が確認できるもの（通帳の振込口座情報記載頁の見開きのコピー、キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷など）	<input type="checkbox"/>
10	【その他】 ・審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。	<input type="checkbox"/>

9 その他 注意点

- (1) 申請者、契約者、支払者がそれぞれ異なる場合は受付できません。
- (2) 申請受付期間に関わらず、予算の執行状況により前期・後期の各期間中に受付を終了する場合があります。
- (3) **補助対象工事状況について、補助金交付決定の前後に現地調査を行う場合があります。**
- (4) 補助金の交付を受けたときは、アンケートや施工前後の使用状況に係るデータの提供、区が行うPR等にご協力いただくことがあります。
- (5) 補助金申請者が次のいずれかに該当する場合は、補助金額の一部変更または、返還を求める場合があります。
 - ・虚偽、その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
 - ・補助金の交付決定の内容や、条件、要綱の規定に違反したとき
 - ・区長が補助金の交付を不相当と認める事由が生じたとき
- (6) 必要書類に加え、審査に必要なデータの提出をお願いすることがあります。
- (7) 国や東京都の補助事業との併用は可能です。
- (8) 過去に当補助金の交付を受けた同一の工事に関する補助金の二重申請はできません。
- (9) 補助金の交付件数や残額等についてはお答えできかねます。補助金が少なくなりましたら世田谷区エコ住宅補助金のホームページでお知らせいたします。

10 増築・改築・修繕の工事等に関する相談先

■世田谷区住宅相談連絡協議会

世田谷区と「住宅修改築業者あっせん制度」に関する協定を結び、住宅の増築・改築・修繕などの区内業者を紹介しています。

【受付窓口】

電話：03-3413-3046 受付：月～金/9時～17時



11 国と都の補助金

区では、国・東京都・区でそれぞれ実施している補助金を「再エネ電力」「太陽光・蓄電池」「エアコン・冷蔵庫・給湯器」「新築住宅」「リフォーム」の観点から一つのサイトに情報をまとめわかりやすく案内しています。ぜひご覧ください。

◆ **UCHIKARA | 世田谷区のCO₂削減と豊かな暮らしの両立を目指す取り組み**
<https://uchikara-setagaya.com/>

Subsidies and Support Programs 補助金の紹介



再エネ電力プランへの切替



省エネ家電の購入・買い替え



断熱リフォームの実施



太陽光パネル・蓄電池の設置



住宅の購入・新築 (ZEH等)



EVの購入・乗り換え



世田谷区・脱炭素化プロジェクト



【UCHIKARA特設サイト】